

陳情番号	件名
第 3 号	神奈川県最低賃金改定等について
受理年月日	
29.5.16	

陳情の趣旨
<p>1. 陳情の趣旨</p> <p>2017年度の神奈川県最低賃金の諮問・改定に関して、次の事項について、国に対して意見書を提出されますよう陳情致します。</p> <p>(1) 経済の好循環の実現のため、早期に神奈川県最低賃金の諮問・改定を行うこと。</p> <p>(2) 最低賃金引き上げに伴う中小企業・小規模事業者への支援を強化すること。国として実施している各施策における神奈川県での活用実績等、取り組み成果の見える化を図り、実効性を高めること。 公正な取引関係の確立に向け、為替変動・資材高騰・物価上昇などに伴うコスト増に対し、価格転嫁を阻害する行為への適切な指導、監視体制の強化をはかること。</p> <p>(3) 「働き方改革実行計画」の取り組みと連動させ、更なる取引条件の改善とともに、賃金引き上げと労働生産性向上を図ること。</p> <p>2. 陳情の理由</p> <p>政府は2016年6月2日「ニッポン一億総活躍プラン」「経済財政運営と改革の基本方針2016」「日本再興戦略2016」について、閣議決定を行いました。この中で、「最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1,000円となることを目指す」このような最低賃金の引き上げに向けて、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等を図るとしています。</p> <p>一方、連合における2017年春闘は、「底上げ、格差是正、大手追従・大手準拠からの脱却」をキーワードとして、4年連続での2%台の賃上げがなされましたが、伸び率と金額は共に昨年に比べて鈍化しました。(4月13日連合発表)</p> <p>また、今年の特長点としては、昨年に引き続き中小企業における引き上げ額が大手企業の水準を超えるなど賃金格差の是正や、物価上昇率がゼロに近い中でも月例賃金の引き上げ(ベア)がなされたことなどがあげられ、社会的な課題に対する賃</p>

金の引き上げの流れは着実に前進しています。

2016年度の神奈川県最低賃金の水準は930円です。この水準を年収換算すると約194万円余りであり、未だワーキングプアを解消できない水準です。(法定労働時間173.8時間×12ヶ月)

経済の好循環を確かなものにするためには、GDPの60%を占める個人消費の拡大に向け、賃金の引き上げを、すべての労働者に適用される最低賃金にも波及させる必要があります。

その実現にあたっては、中小企業・小規模事業者への支援策に対する活用実績等の見える化を図り、各施策の実効性を高めること。公正な取引関係の確立に向け、為替変動・資材高騰・物価上昇などに伴うコスト増などに対し、価格転嫁を阻害する行為への適切な指導、監視体制の強化などについて継続した取り組みが求められています。

加えて、本年3月28日「働き方改革実現会議」で決定された「働き方改革実行計画」の取り組みと連動させ、更なる取引条件の改善とともに、賃金引き上げと労働生産性向上を実現していく必要があります。

以上の観点から、貴議会におかれましては、本陳情の趣旨をご理解の上、国に意見書を提出されますようお願い致します。

陳情番号	件名
第 4 号	いわゆる「共謀罪」法案（組織的犯罪処罰法改正案）の慎重かつ徹底的な審議と採決の強行をしないように求めることについて
受理年月日	
29.5.17	

陳情の趣旨
<p>現在、国会では、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」が提出され、審議されています。この法律案は、いわゆる「共謀罪法案」として強い反対があり、これまで何度も廃案となった法律案を一部手直しして、「組織的犯罪処罰法改正案」として再提案され、「テロ等準備罪法案」と称されている法律案です。</p> <p>しかし、その「手直し」は、「組織的犯罪の共謀罪」の新設を目的としていることは従来と何ら変わらぬままに、法律案の一部に「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画」の条文（第6条の2）を付け加えたことを中心とするものです。つまり「共謀罪法案」に「テロリズム集団その他の」と形容句をかぶせ、国際条約の締結に必要なとの名分を立て、「テロ等準備罪法案」と略称を変えてはいるものの、じつは「その他の」以下が本筋で「共謀罪」新設の目的はそのままなのです。世界で横行しているテロ行為への不安に便乗して、「共謀罪」への拒否感を薄めさせようとする意図が強く疑われます。</p> <p>すでに、権力への批判・抵抗を表す市民の運動、自治的運動への抑圧や、報道の自由、表現の自由などへの抑圧を招く恐れが大きく指摘され、戦前の治安維持法の再来を危惧する多くの意見が出されています。私たち、子どもの（市民すべての）主体的で自由な学びを大切にする教育を求めて活動する「相模原の教育を考える市民の会」は、教育と学びの自由と活力を抑圧する恐れを強く抱いています。</p> <p>なぜなら、教育は「伝える」行為であり、その過程で価値観を含む「教え」（何を・どうとらえ・どう伝えるか）が必要不可欠だからです。また学びは、調べ・知り・考え・批判し・意見や思想を創り、それを表明し・対話することを含む行為だからです。ともに内心の自由がおびやかされる恐れを禁じ得ないのです。さらに、これらの自由と活力はすでに、教育の自治をおびやかす国家の教育権的な管理・統制の強化により、大きく損なわれつつあります。</p> <p>また、すでに盗聴法、秘密保護法、GPSによる捜査等々があります。神奈川県警青葉警察署は、先の参議院議員選挙で18歳の投票率が高かったことに関して、管内の県立高校にその理由を電話で聞くということをしています。国旗国歌法では、国会審議で「強制はしない」との答弁が繰り返され、条文より長い付帯決議がつけられたにもかかわらず、施行後は強制が広がっているという事例もあります。</p>

刑法の一部改正案など社会生活にとって大事な法案をさておいて、このような大きな問題点と危惧のある「テロ等準備罪」こと「共謀罪」法案の審議を急ぎ、採決を強行することは、決して許されません。

貴市議会におかれましては、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」に関し、慎重かつ徹底的で十分な審議を尽くすとともに、採決の強行をしないよう求める意見書を国会に提出するように陳情します。

陳情番号	件名
第 5 号	国に対して「共謀罪法案（テロ等準備罪）についての慎重審議を求める」ことについて
受理年月日	
29.5.19	

陳情の趣旨
<p>4月6日、衆議院本会議で「共謀罪法案（テロ等準備罪、組織的犯罪処罰法改正案）」の審議が始められました。</p> <p>法案の提案に際して安倍首相は「丁寧な説明に努める」と強調しているようですが、テレビ中継などで審議の様子を聴いていても、この法案の必要性はもとより、なぜ急いで成立させなければならないのかもよくわかりません。私たちの周りでも共謀罪自体よく知らない、よくわからないという声が多いのが現状です。国会で十分に説明されているなどとはとても言えません。</p> <p>さらに次のような問題点も指摘されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「テロ等準備罪」の対象とされる「組織的犯罪集団」の定義があいまいである。 ・テロ対策のためであり、パレルモ（TOC）条約批准にも必要と政府は説明するが、テロ防止に対しては現在13の国際条約を締結しており、テロにつながるような重大犯罪については、それを防ぐ手立てが法制化されている。そもそもパレルモ条約はテロを対象としていない。従って新たに法律をつくる必要はない。 ・犯罪名が「テロ等準備罪」と変えられても、実際に犯罪行為に至らなかった場合でも相談したこと自体を罪とするという内容は、「共謀罪」と変わりがなく、これは過去に3回も廃案になっている。現在の刑法では実際に法律に違反する行為を実行しない限り、処罰されることはない。しかも共謀の対象となる犯罪が277種もあって、およそテロとは無関係なものも多い。 <p>日本社会はまだそれ程遠くない過去に、思想・言論の自由が奪われ文化人、宗教者、学生そして一般市民までもが、自由にもものが言えなくなった時代を経験しています。それがあの悲惨な結果を招いた「戦争」につながっていった歴史は、打ち消しようのないものです。</p> <p>二度とそんな社会にしないために、私たちの疑問がすべて解消されるまで、十分に時間をかけて慎重に審議を尽くすことを求めたいと思います。既に出されている全国各地の自治体と共に、相模原市議会からも、慎重審議を求める意見書を、国会へ提出していただきますよう陳情いたします。</p>

陳情番号	件名
第 6 号	所得税法第 5 6 条の廃止について
受理年月日	
29.5.25	

陳情の趣旨
<p>【陳情趣旨】</p> <p>地域経済の担い手である中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられています。しかし、日本の税制は、家族従業者の働き分（自家労賃）を、所得税法第 5 6 条「事業主の配偶者その他の親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）により、必要経費として認めていません。</p> <p>家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者は最大で年間 8 6 万円、配偶者以外の家族従業者は最大で年間 5 0 万円が控除されるのみで、最低賃金にも達していません。家族従業者は、このわずかな控除額を所得とせざるを得ず、社会的にも経済的にも自立が困難な状況となっています。こうした現状は、家族従業者の多くは女性であり、業者婦人の地位向上を妨げる要因となっています。</p> <p>一方、所得税法第 5 7 条では、青色申告を選択することで専従者として給与の支払いを受けることができますが、青色申告は税務署長への届け出と記帳義務などの条件付きであり、事業主の申告の仕方によって家族従業者を差別するものです。また、ダブルワークなど家業の他に仕事をしている場合、家業に携わる時間によって給与が認められる場合と認められない場合があります、不平等な税法となっています。平成 2 3 年 1 1 月に成立した国税通則法の改正により、平成 2 6 年 1 月から全ての白色申告者へも記帳が義務化されており、青色申告の簡易帳簿（1 0 万円控除）となんら変わりなく、所得税法第 5 7 条による差別を続ける理由はありません。また、所得税法第 5 6 条を廃止すると必然的に所得税法第 5 7 条も廃止となりますが、青色申告には純損失を 3 年間繰り越せる繰越控除や、青色申告特別控除、減価償却の特例等があり、所得税法第 5 6 条及び 5 7 条廃止が青色申告者への不利益とはなりません。</p> <p>昨年の 2 月に開催された第 6 3 会期国連女性差別撤廃委員会は日本政府に対し、「家族経営における女性の経済的エンパワーメントを促進するために、家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法の見直しを検討すること」と勧告しました。その後の国会質疑では、昨年末に閣議決定した第 4 次男女共同参画基本計画に盛り込まれた「税制の検討」に所得税法第 5 6 条が含まれると表明され、政府は「検討していかなければならない」と答弁しています。業者婦人や家族従業者の働き分を認めない所得税法第 5 6 条は廃止すべきと、全国で 4 8 1 自治体が国への意見書</p>

を採択(4月4日現在)しており、国連の勧告を受けて、この運動が大きく広がりを見せ、全国の自治体で請願陳情書が提出されております。

神奈川県では三浦市、葉山町の2市町で意見書を採択していますが、神奈川県議会をはじめ、30市町村で審議がおこなわれる予定です。

世界の主要国では家族従事者の人格・人権・労働を正當に評価し、その働き分を必要経費に認めています。家族従事者の人権保障の基礎をつくるためにも、早急に所得税法第56条を廃止するよう国に対し意見書を提出していただけますよう陳情いたします。

【陳情項目】

- 1、所得税法第56条の廃止を求める意見書を、国に提出してください。

陳情番号	件名
第 7 号	精神障害者の交通運賃割引の適用を求めることについて
受理年月日	
29.5.29	

陳情の趣旨
<p>陳情の趣旨</p> <p>1 .精神障害者も身体障害者や知的障害者に適用されている交通運賃割引の適用を求める意見書を国へ提出していただきますよう陳情いたします。</p> <p>理由</p> <p>1 . 国の障害施策においては、身体、知的、精神の三障害一元化が基本的な方向になっています。しかしながら、長い間精神障害者は身体・知的障害者に適用されている交通運賃割引から除外されてきました。公益社団法人全国精神保健福祉会連合会の全国調査では、精神障害者の大半は家族と同居しており、その親も年金生活者です。家族の高齢化で、経済的支援力も弱まり家族だけで支えるのは限界に達しています。デイケアや作業所等、外出を控える実態が明るみになっています。引きこもりの大きな要因ともなっており、経済的負担が、障害者権利条約が求める社会参加への大きな障壁ともなっています。</p> <p>2 . 国においては、平成 2 6 年 1 月の障害者権利条約の批准、障害者差別解消法も昨年 4 月 1 日から施行される中で、精神障害者を障害者福祉制度の対象から除外することは不合理であると考えます。</p> <p>他障害の交通運賃割引については、身体外部障害者・昭和 2 5 年、身体内部障害者・平成 2 年、知的障害者・平成 3 年に適用されております。</p> <p>上記のとおり陳情書を提出します。</p>

陳情番号	件名
第 8 号	「テロ等準備罪いわゆる共謀罪」法案について、慎重審議並びに廃案を求めることについて
受理年月日	
29.5.29	

陳情の趣旨
<p>< 陳情項目 ></p> <p>1 .「テロ等準備罪いわゆる共謀罪」法案の慎重審議並びに廃案を求める意見書を、貴市議会の良識をもって国会へ提出してください。</p> <p>< 陳情趣旨 ></p> <p>テロ等準備罪、いわゆる共謀罪法案は5月19日、衆議院法務委員会で強行採決されました。良識の府、参議院での慎重審議を期待します。同法案は基本的人権侵害の最たるものであり、かつての戦時下、国民の思想・信条・結社を弾圧した悪法の『治安維持法』に等しく、故に過去3度にわたり廃案になっています。今回も廃案にしていく様、貴市議会の良識の証として意見書を早急に国会へ提出してください。</p> <p>この法案は、日本国憲法第19条・第20条・第21条等、国民の思想信条・表現・内心の自由等の市民的権利を侵害する憲法違反です。日弁連や多くの刑法学者が指摘する如く、テロ対策の法律はすでに十分整備されており『テロ』は単なる口実に過ぎないことは明らかです。</p> <p>現行法では実際の犯行に対して刑罰が決められているのに同法案では2名以上が相談し、その内1名が準備したら共謀罪に問われるという通報密告が奨励され、令状なしでの捜査・取り調べが可能となり、メール・ライン・盗聴等、徹底した監視社会を招くものです。</p> <p>この法案は、国連のプライバシー権保護を任務とする特別報告者をはじめ、国際社会からも日本の民主主義の破壊につながるものとして批判されています。</p> <p>是非、貴市議会の良識において、心ある多くの市民の願いとして、意見書を国会に提出して下さるようお願いいたします。</p>